

平成21年10月1日(木)設計検査申請分より

【フラット35】の中間現場検査を省略できます

住宅瑕疵担保保険の現場検査 または 建築基準法の中間検査※1

を実施する一戸建て住宅等※2は

【フラット35】の中間現場検査を省略できます。



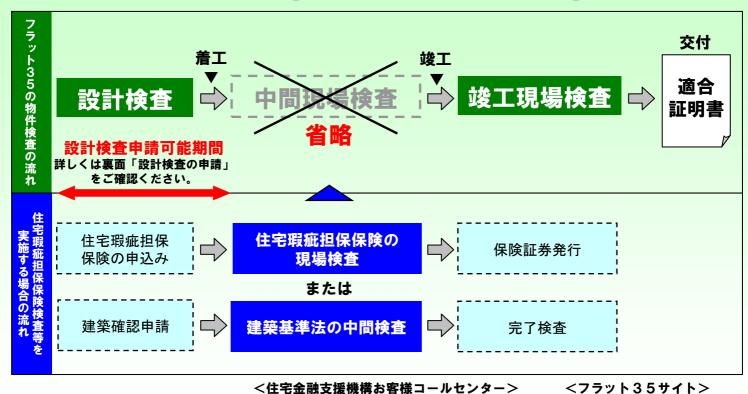
「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」を行う検査機関と、フラット35の物件検査を行う検査機関が同一である場合に限ります。

- ※1 住宅金融支援機構が定めるフラット35の中間現場検査を行うことが可能な時期(木造住宅の場合、屋根工事完了 時から断熱工事の検査が可能な時期までの間)に実施する中間検査に限ります。
- ※2 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅及び重ね建て住宅のことをいいます。

ご注意 本制度を利用する場合は、本制度に対応したフラット35物件検査の新しい申請書をご利用ください。 新しい申請書は9月下旬にフラット35サイトに掲載します。 フラット35サイト⇒「物件検査申請書式ダウンロード(http://www.flat35.com/tetsuduki/download/index.html)」

物件検査の流れ

「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」を実施する場合



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
(旧「住宅金融公庫」)

11.97/94

0570-0860-35

www.flat35.com

営業時間

毎日9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

ご利用いただけない場合は(IP電話ご使用の場合など) こちらの番号へおかけください 048-615-0420

平成21年9月作成

設計検査の申請

- ・「住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査」または「建築基準法の中間 検査※」の実施前に、フラット35の設計検査を申請してください。
- ・設計検査申請書 [第一面] の中間現場検査欄に所定の事項を記入してください (下記記載例参照)。
- ※ 機構が定める中間現場検査を行うことが可能な時期(木造住宅の場合、屋根工事完了時から断熱工事の検査が可能 な時期までの間)に実施する中間検査。

記載例

設計検査申請書[第一面](抜粋)

中間現場検査 (一戸建て等の場合) □1.適合証明の中間現場検査を実施

☑2.適合証明の中間現場検査を省略

☑住宅瑕疵担保保険の検査実施

□建築基準法の中間検査実施

中間検査等 平成**22** 年 X 月 X X 日 予定日

検査実施(予定) ○○検査機関 機関名

竣工現場検査・適合証明の申請

- ・竣工現場検査申請書・適合証明申請書[第一面]の適合証明の中間現場検査省略欄 に、所定の事項を記入してください(下記記載例参照)。
- ・フラット35Sをご利用の場合は、フラット35S用の工事内容確認チェック シート(竣工)を提出してください。

記載例

竣工現場検査申請書・適合証明申請書[第一面](抜粋)

適合証明の 中間現場検 查省略(右

☑1.住宅瑕疵担保保険の検査実施「検査実施機関名:

○○検査機関

記検査実施)

□2.建築基準法の中間検査実施

[検査実施機関名:

建設住宅性能評価書を活用した現場における検査の省略 ー戸建て等

共同建て

1

※平成21年10月1日以後の適合証明申請分から、既に建設住宅性能評価書を取得済みの 住宅で一定の等級(下表参照)を満たしている場合は、現場での検査を省略し、書類 のみ(建設住宅性能評価書及び設計図書等)によって検査を行うことができます。

性能分野等	一戸建て等	共同建て
省エネルギー対策等級	等級2、3または4	
劣化対策等級	等級2または3	_
維持管理対策等級	(専用配管)等級3	(共用配管)等級2または3
フラット35Sを利用する場合	選択するフラット35Sの必要等級、等	

- ★ 住宅性能評価を活用して、フラット35の設計検査や中間現場検査を省略する手続きに ついては従来どおりです。詳しくはフラット35サイトをご覧ください。
 - ⇒住宅性能表示制度を活用した適合証明手続きの合理化(http://www.flat35.com/kaitei/seinohyoii.html)